

医療データベース協会の会員における
個人情報の適正な取扱いのための指針

平成28年12月制定

一般社団法人 医療データベース協会

はじめに

近年、個人情報を企業活動の様々な場面において利用する動きが活発になっています。その一方、様々な企業や団体において、個人情報が流出・漏えいする事例も頻発いたしました。平成15年（2003年）5月に、個人情報保護関連5法案が国会において可決・成立し、その基本となる「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）は、平成17年（2005年）4月1日に全面施行することが決まっています。

同法は、個人情報の取扱いに関する基本理念を定め、事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき義務として、利用目的の特定・公表、利用目的範囲逸脱の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、第三者提供の制限等を規定しており、事業分野を問わず、企業各社においては、同法の内容を正確に把握し、個人情報の取扱いについての社内体制の整備、役員、社員等への教育等を図ることが喫緊の課題となっています。

会員企業におかれましては、個人情報保護法を遵守すべく体制整備を進めていただきたいと思います。法に反する個人情報の収集は行わず、保有する一人ひとりの個人情報を大切に取り扱い、漏えい防止体制を整備し、ステークホルダーの期待、社会の期待に如何に答えていくかを各社考え抜くことが、個人情報保護の確立につながります。

社員一人ひとりに、個人情報保護・尊重の考え方が十分に浸透するよう繰り返し呼びかけ、すべての役員、社員で分かち合うことが重要であります。法令や本指針に則し、各社において、個人情報の適正な保護を推進されることを希望いたします。

一般社団法人 医療データベース協会

目次

はじめに

頁

I. 本指針の趣旨、目的、基本的考え方	3
1. 本指針の趣旨	3
2. 本指針の構成	3
3. 個人情報保護への取組み	3
4. 本指針の対象とする「事業者」の範囲	3
5. 本指針の対象となる「個人情報」の範囲	4
6. 責任体制の明確化と相談窓口の設置等	4
7. 様々な情報とその取扱い	4
II. 用語の定義等	6
1. 個人情報（法第2条第1項）	6
2. 個人情報の匿名化	6
3. 個人情報データベース等（法第2条第2項）、個人データ（法第2条第4項）	6
4. 保有個人データ（法第2条第5項）	7
5. 本人の同意	7
III. 事業者の義務等	8
1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）	8
2. 利用目的の通知等（法第18条）	11
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）	13
4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）	14
5. 個人データの第三者提供（法第23条）	20
6. 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）	23
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）	24
8. 訂正及び利用停止（法第26条、第27条）	26
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料（法第29条、第30条）	28
10. 理由の説明、苦情処理（法第28条、第31条）	30
IV. 本指針の見直し	31
V. 本指針の発効	31
【別表1】 個人情報に関する法令、基本方針、指針及び通知	33
【別表2】 個人情報保護のための体制の概要	34

I. 本指針の趣旨、目的、基本的考え方

1. 本指針の趣旨

本指針は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「法」という。）に基づき、認定個人情報保護団体である一般社団法人医療データベース協会（以下、「当協会」とする）として、加盟団体の会員たる事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための指針として定めるものである。

2. 本指針の構成

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や態様を問わず、個人情報の性質と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。本指針では、法の趣旨を踏まえ、事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各事業者においては、法、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更）、関係省庁のガイドライン及び本指針の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。

3. 当協会による個人情報保護への取組み

当協会は、「医療、介護及び健康等に関連し民間事業者によって運営されるデータベースが安心して利活用されるために、意見形成や環境づくりを行う」ことを目的として、医療データベースの保有又は活用に関わる法人等を会員とする協会である。法第37条においては、個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする業務を行う法人等は主務大臣の認定を受けて認定個人情報保護団体となることができることとされている。当協会は、苦情処理に関する組織規程、苦情処理規則を制定する等、必要な体制を整備した。

それ以降、当協会は、個人情報保護担当を設置し、対象事業者における個人情報の取扱いに関する苦情の処理、研修会等による個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供、その他個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を行っている。

4. 本指針の対象とする「事業者」の範囲

当協会は、医療データベースの保有又は活用に関わる法人等を会員とする協会であり、本指針が対象としている事業者の範囲は、当協会を構成する会員企業とする。なお、法において、「個人情報取扱事業者」としての義務等を負う者から、識別される特定の個人の数合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても、5,000を超えない事業者（小規模事業者）は除くものとされている。しかし、ステークホルダーの期待に応え、コンプライアンスを推進していくことは、すべての企業が取り組むべきものであ

ること等に鑑みれば、小規模事業者も、本指針を遵守する努力をし、個人情報を適切に取扱い、安全管理措置をとることが望まれる。また、当協会を構成する会員企業においては、その子会社等のグループ会社に対し、個人情報保護体制の構築等を支援するよう努めることが望まれる。

5. 本指針の対象となる「個人情報」の範囲

法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報に限定されている。本指針は、事業者が保有する生存する個人に関する情報を対象とする。

6. 責任体制の明確化と相談窓口の設置等

事業者は、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要がある。このため、個人情報の取扱いに関し、専門性と指導性を有し、事業者の全体を統括する組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施するものとする。また、本人に対しては、取得時、利用開始時に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行う必要があるが、加えて、本人が疑問を感じた内容を問い合わせできる相談窓口等を確保することが重要である。

7. 様々な情報とその取扱い

(1) 医療機関/薬局、その他医療/介護サービス利用における患者/利用者の情報

厚生労働省による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日通達、平成18年4月21日改正）においては、「個人データの第三者提供」の項で、

「個人が特定されないように匿名化して情報提供する場合などにおいては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者に提供することがないようにすべき」

と明記されており、適正に取り扱わなければならない。

(2) 保険者に加入している被保険者、及びその被扶養者の情報

厚生労働省による「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月20日掲載）」、「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成21年6月24日掲載）」においては、それぞれ「個人データの第三者提供」の項で、

「個人が特定されないように匿名化して情報提供する場合などにおいては、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、情報提供する上で必要とされていない事項についてまで他の事業者に提供することがないようにすべき」

と明記されており、適正に取り扱わなければならない。

(3) 医師、歯科医師、薬剤師、その他医療従事者及び介護従事者の個人情報

医師、歯科医師、薬剤師、その他医療従事者及び介護従事者の個人情報は、法の対象で

あり、法に則し、適正に取得し、適正に取り扱わなければならない。

(4) 患者及び一般消費者向けの疾患・健康関連サービスにおける利用者の情報

患者及び一般消費者向けのヘルスケア関連サービスに付随して収集された情報の中に含まれる個人情報、患者氏名が削除されたもの若しくは匿名化されたものを入手することとし、その場合、通常、これらの情報は個人情報に該当しない。しかし、特定の患者個人または一般消費者個人が識別可能な状況になった場合には、当該利用者の情報は個人情報として適正に取り扱わなければならない。

(5) 問い合わせ窓口利用者の情報

問い合わせ窓口へ寄せられる情報の中に個人情報が含まれる場合、担当者は、法に十分留意することが必要である。

(6) 従業員の情報

従業員の個人情報として、住所、生年月日、学歴、人事評価情報、健康診断情報、年金・保険情報、家族情報などの情報を有する。これらの取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年7月1日厚生労働省告示第259号）等を遵守しなければならない。

II. 用語の定義等

1. 個人情報（法第2条第1項）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。「個人情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は含まれない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報）。

【「個人情報」とされる情報又はその可能性のある情報の例】

- ・ 医療機関/薬局、その他医療/介護サービスの利用者及び家族に関する匿名化された情報
- ・ 健保組合等の保険者に加入している被保険者及び被扶養者に関する匿名化された情報
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者関係者及び介護従事者に関する匿名化された情報
- ・ 患者及び一般消費者向けの疾患・健康関連サービスにおける登録者情報
- ・ 問い合わせ窓口への相談者の情報
- ・ 従業員、採用応募者、退職者、派遣社員等に関する情報

2. 個人情報の匿名化

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにすることをいう。特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

また、匿名加工情報（自ら個人情報を（新設）加工して作成したものを除く。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

3. 個人情報データベース等（法第2条第2項）、個人データ（法第2条第4項）

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であつて、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を

付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

4. 保有個人データ（法第2条第5項）

「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有するものをいい、法第24条～第27条の本人の関与にかかる義務規定の対象となっている。ただし、個人情報保護法施行令第3条に定める次の情報は、保有個人データから除外される。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

また、6ヶ月より短期間のみ保有するにすぎない個人データも除外される。

5. 本人の同意

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。「本人の同意を得ている事例」としては、同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）で確認すること、具体的には、本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等の文書を受領すること、本人から同意する旨のメールを受領すること、本人による同意する旨のウェブ画面上のボタンのクリックなどが考えられる。

Ⅲ. 事業者の義務等

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

（利用目的の特定）

法第十五条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

法第十六条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（1）利用目的の特定及び制限

利用目的の特定にあたっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。なお、利用目的の特定の際に、利用する個人情報の項目及び入手先の事業者名等を特定することまで求められるわけではない。例えば、「医薬情報の提供」等を利用目的とすることが挙げられるが、定款等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかし、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的を具体的に特定したことにはならない。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることも具体的に特定したことにはならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、そ

の旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定にあたっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、従業員等（現に使用されている従業員、採用応募者、採用応募者であった者及び退職者）本人が、取得された当該本人の個人情報を利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。利用目的の例を【別表3】に挙げるが、これは例にすぎず、各事業者は、実際の利用目的、そして、自らの事業形態や製商品等に照らして必要とされるものを検討・特定し、通知又は公表することになる。

なお、利用目的については、法第15条第2項の定めに従い、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することが可能である。ただし、変更された利用目的については、本人へ通知するか又は公表しなければならない。

（2）利用目的による制限の例外

法第16条第3項に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。具体的な例としては以下のとおりである。なお、刑法第134条の医薬品販売業者の秘密漏示罪や薬事法第80条の2第10項の治験依頼者の秘密漏示の禁止等、他の法令による規制には、注意を要する。

① 法令に基づく場合

根拠となる法令としては、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、地方税法第72条の7（事業税に係る徴税吏員の質問捜査権、各種税法に類似の規定あり。）等が考えられる。これらの法令は強制力を伴っており、一律これに該当する。また、刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ）は、強制力は伴わないが、法令に根拠があるのでこれに該当する。また、弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会）の場合も、同様に、対象となると考えられるが、提供に当たっては同照会制度の目的に則した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある。

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

【例】

- ・急病その他の事態等に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する
場合
- ・私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合
- ・製品事故が生じたため、又は、製品事故は生じていないが、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造事業者等が消費生活用製品をリコールする場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等が当該製造事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める義務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとき

【例】

- ・事業者が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報を提出する場合
- ・事業者が、警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- ・事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- ・事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。なお、本人の同意を得るために個人情報を利用すること（同意を得るために本人の連絡先を利用して電話をかける場合など）、個人情報を匿名化するために個人情報に加工を加えることは差し支えない。
- ・事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- ・利用目的の制限の例外（法第16条第3項）に該当する場合は、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことができる。（利用目的を変更する場合の取扱いについてはⅢ 2. を参照）

【その他の事項】

- ・利用目的の制限の例外に該当する「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨をふまえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められる。
- ・本人が未成年者の場合、法定代理人の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する未成年者については、法定代理人の同意にあわせて、本人の同意を得る。

2. 利用目的の通知等（法第18条）

（取得に際しての利用目的の通知等）

法第十八条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない

2. 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
4. 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（1） 利用目的の公表又は通知

事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知するか又は公表しなければならない。法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条の規定は適用されない。

【公表又は本人への通知が必要な事例】

- ・医療機関ホームページ等インターネット上で自発的に公にしている所属医師名、卒業大学、卒業年度、所属学会等、自発的に公表している個人情報を取得する場合
 - ・インターネット、官報、職員録等から医療従事者または患者の個人情報を取得する場合
 - ・電話、インターネット等による問い合わせのように本人から自発的に提供される健康・疾病に関する個人情報
- を取得する場合（本人確認や問い合わせに対する回答の目的でのみ個人情報を取得した場

合を除く)

- ・医療従事者または患者の個人情報の第三者提供を受ける場合
- ・個人情報の取扱いの委託を受けて、医療従事者または患者の個人情報を取得する場合

(2) 本人から直接書面等により取得する場合の利用目的の事前明示

事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

なお、口頭による個人情報の取得にまで当該義務を課すものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。また、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合も、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

【あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない場合】

- ・申込書に記載された医療従事者または患者の個人情報を本人から直接取得する場合
- ・医療従事者または患者に対して、治療・疾病等に関する調査／アンケートを実施し、その際に記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- ・会員登録制ウェブサイトに入力された医療従事者または患者の個人情報を本人から直接取得し、また、本人の閲覧ログ情報を取得する場合

(3) 利用目的の変更

事業者は、(社会通念上、本人が想定することが困難でない認められる範囲内で) 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか又は公表しなければならない。その範囲を超える変更をする場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(4) 例外

法第18条第4項の各号の場合は、同条の前三項の適用を受けない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ・利用目的の公表方法としては、ホームページへの掲載等の方法がある。
- ・事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は

公表しなければならない。なお、法第15条第2項により、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、変更することはできず、その範囲を超えて変更する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- ・取得の状況からみて利用目的が明らかと認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しない。

3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）

（適正な取得）

法第十七条

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（データ内容の正確性の確保）

法第十九条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- ・親の同意なく、十分な判断能力を有していない子供から、取得状況から考えて関係のない家族の個人情報を取得してはならない。法第23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得することも、不正な手段により取得しているとされる。さらに、他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合なども、不正な手段による取得にあたる。
- ・事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【その他の事項】

- ・事業者は、個人データの内容の正確性、最新性を確保するため、社内において、具体的なルールを策定したり、技術水準向上のための研修の開催等を行うことが望ましい。

4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）

（安全管理措置）

法第二十条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業員の監督）

法第二十一条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

法第二十二条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（1）事業者が講ずるべき安全管理措置

① 安全管理措置

事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、また事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講ずる。

② 従業員の監督

事業者は、①の安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。なお、「従業者」とは、当該事業者の組織内にあつて直接間接に指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員、試用期間中の者等）のみならず、取締役、監査役、執行役、派遣労働者等を含むものである。

（2）安全管理措置として考えられる事項

事業者は、その取り扱う個人データの重要性に鑑み、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため、その規模、従業者の様態等を勘案し、以下に示すような取組み

を参考に、必要な措置を行うものとする。

また、同一事業者が複数の部門や事業所を有する場合には、当該部門や事業所間の情報交換については法第23条が禁止する第三者提供に該当しないが、各当該部門や事業所ごとに、安全管理措置を講ずるなど、個人情報の利用目的を踏まえた個人データの安全管理を行う。さらに、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の法第20条の箇所の、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置の解説も参照されたい。

① 個人情報保護に関する規程等の整備、公表

- ・事業者は、個人情報保護に関する規程等を整備し、保有個人データの開示手順や相談窓口体制も含めて、ホームページへの掲載を行うなど、本人に対して周知を図る。
- ・また、個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規程等についても同様に整備すること。

② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備

- ・従業者の責任体制の明確化を図り、具体的な取組みを進めるため、個人情報保護管理者、監督者等を定めたり、個人情報保護の推進を図るための委員会等を設置する。
- ・各部門や各事業所で行っている個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行うべき事項について適切な改善を行う。

③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備

- ・1) 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、
- ・2) 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合における社長、管理者等への報告連絡体制の整備を行う。
- ・個人データの漏えい等の情報は、苦情等の一環として、外部から報告される場合も想定されることから、相談窓口体制との連携も図る。

④ 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結

- ・雇用契約や就業規則において、在職期間中はもとより離職後も含めた守秘義務などを課し、業務上取り扱うこととなる個人データの保護を図る。

⑤ 従業者に対する教育研修の実施

- ・取り扱われる個人データの適切な保護が確保されるよう、従業者に対する教育研修の実施等により、個人データを実際の業務で取り扱うこととなる従業者の啓発を図り、従業者の個人情報保護意識を醸成する。
- ・特に、業務用パソコンの営業車内への放置や飲食店等への置き忘れ、若しくは可搬性に優れ

た大容量記憶装置（USBメモリ等）によるデータ持ち出し、又はファイル交換ソフトがインストールされた私用パソコン等へのデータ移送など、個人データの漏えい等につながる行為につき、徹底した注意喚起を行う。

・派遣労働者についても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）において、「必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない」とされていることを踏まえ、個人情報の取扱いに関する教育研修の実施を検討する必要がある。

⑥ 物理的安全管理措置

- ・ 個人データの盗難・紛失等を防止するため、以下のような物理的安全管理措置を行う。
 - － 入退館（室）管理の実施
 - － 盗難等に対する予防対策の実施
 - － 機器、装置等の物理的な保護

⑦ 技術的安全管理措置

・ 個人データの盗難・紛失等を防止するため、個人データを取り扱う情報システムについて以下のような技術的安全管理措置を行う。

- － 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- － 個人データへのアクセス制御
- － 個人データへのアクセス権限の管理
- － 個人データへのアクセスの記録
- － 個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- － 個人データの移送・送信時の対策
- － 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- － 個人データを取り扱う情報システムの監視
- － ウェブアプリケーションやシステム基盤（OSやミドルウェア等）に対してぜい弱性診断を実施し、検出されたぜい弱性に対処
- － ウェブアプリケーションのぜい弱性を突いた攻撃からの保護（ファイアウォール等の活用）

⑧ 個人データの保存

- ・ 個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化防止など個人データが消失しないよう適切に保存する。
- ・ 個人データの保存にあたっては、本人からの照会等に対応する場合など必要なときに迅速に対応できるよう、インデックスの整備など検索可能な状態で保存しておく。

⑨ 不要となった個人データの廃棄、消去

- ・ 不要となった個人データを廃棄する場合には、焼却や溶解など、個人データを復元不可能

な形にして廃棄する。

- ・ 個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人データを復元不可能な形に消去して廃棄する。
- ・ これらの廃棄業務を委託する場合には、個人データの取扱いについても委託契約において明確に定める。

⑩ 個人データ漏えい等の問題が発生した場合等における対応

・ 当該事業者において個人データの漏えい等の事故が発生した場合、必要に応じて、以下のような対応を迅速かつ適切に行う。

- － 当協会への報告
- － 事実調査、原因の究明
- － 影響範囲の特定
- － 再発防止策の検討・実施
- － 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- － 当協会から経済産業大臣への報告

但し、重大な漏えい事故など、当協会が必要と判断する場合は、直接大臣へ報告するよう指導することとする。

- － 事実関係、再発防止策等の公表

(3) 業務を委託する場合の取扱い

① 委託先の監督

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう委託先に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。

「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定すること、委託先に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な事項が規定された契約を締結すること、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することなどが含まれる。

なお、事業者が委託先への必要かつ適切な監督を行っていないなか、業務が再委託された場合で、再委託先が個人データについて不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じた場合は、事業者が責めを負うこともあり得るので、委託先における再委託先への監督についても、一定の注意が必要である。

② 業務を委託する場合の留意事項

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、以下の事項に留意すべきである。

- ・ 委託する業務内容に照らして必要のない個人データを委託先に提供しない。
- ・ 委託する業務内容に応じてレベルは異なるが、少なくとも法第20条により求められる安全管理措置と同等の安全管理措置をとっている事業者を委託先として選定する。このため、委託候補先の安全管理措置を合理的に確認することが望ましい。
 - － 委託先検討の段階での確認であるため、方法について一定の限界があるが、委託候補先における安全管理措置について委託候補先にヒアリングを行う、若しくは報告書を提出させる、また委託候補先の個人情報の取扱いに関する規程の閲覧を求めるといったことが考えられる。
- ・ 委託契約には、個人データの取扱いに関する必要かつ適切な安全管理措置として、双方が同意した内容を盛り込む。
 - － 委託先における個人データの取扱状況を合理的に把握するための方法を盛り込むことが望ましい。
 - － 委託契約終了後の個人データの取扱いについても盛り込む。
- ・ 委託先が委託を受けた業務の一部を再委託する場合は、再委託先の選定において、再委託される業務の内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等の安全管理措置をとっている事業者が選定されるとともに、委託先において再委託先に対して必要かつ適切な監督が行われるよう委託契約において配慮する。
 - ・ 委託期間中においては、委託先における個人データの取扱状況を相互に確認する。なお、再委託先における個人データの取扱いについても、委託先から報告を求めるなどの方法により確認する。

- ・ 委託先における個人データの取扱いに疑義が生じた場合（本人からの申出があり、確認の必要があると考えられる場合を含む。）には、委託先に対し、説明を求め、必要に応じ改善を求める等適切な措置をとる。

（４）個人データの漏えい等の問題が発生した場合における二次被害の防止等

個人データの漏えい等の問題が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

- ・ 影響を受ける可能性のある本人を特定し、かかる事故の発生について謝罪するとともに、二次被害等への注意を呼びかける。
- ・ 本人が特定できない場合、又は漏えい件数が多く本人への連絡に日数を要する場合等は、マスコミに公表することで本人の注意を呼びかけるといった方法等を検討する。
- ・ 本人からの照会等に応じるための相談窓口を必要に応じて開設する。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- ・ 事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ・ 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【その他の事項】

- ・ 事業者は、安全管理措置に関する取組みを一層推進するため、内部監査や外部機関により、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証することが望ましい。

5. 個人データの第三者提供（法第23条）

（第三者提供の制限）

法第二十三条

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2. 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3. 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4. 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5. 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1) 第三者提供の取扱い

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、本人の同意を得る必要がある。親子兄弟会社・グループ会社の間で個人データを交換する場合、同業者間で特定の個人データを交換する場合や外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合なども、法により例外と認められる場合を除き、第三者提供とされるので、注意を要する。

(2) 第三者提供の例外

次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない（具体的例示は、Ⅲ 1（2）参照）。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) オプトアウト

第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、第三者への提供を利用目的とすることなど法定事項をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、法第23条第2項の定めに従い、当該個人データを第三者に提供することができる。

(4) 他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

以下の場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。①利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合、③個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合。

【個人データの共同での利用における留意事項】

あらかじめ個人データを特定の者との間で共同して利用することが予定されている場合、

- ① 共同して利用される個人データの項目

② 共同利用者の範囲（個別列挙されているか、本人から見てその範囲が明確となるように特定されている必要がある）

③ 利用する者の利用目的

④ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においておくことによって、共同して利用することを明らかにしている場合には、当該共同利用者は第三者に該当しない。この場合、①、②については変更することができず、③、④については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することができ、変更する前に、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態におかなければならない。

また、共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、①から④までの情報のほか、以下に掲げる（ア）から（カ）までの事項について、あらかじめ取り決めておく。

（ア）共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組）

（イ）各共同利用者の個人情報取扱責任者、問い合わせ担当者及び連絡先

（ウ）共同利用する個人データの取扱いに関する事項

- ・個人データの漏えい等防止に関する事項
- ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
- ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

（エ）共同利用する個人データの取扱いに関する取決が遵守されなかった場合の措置

（オ）共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

（カ）共同利用を終了する際の手続

6. 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

法第二十四条

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
2. 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
3. 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

令第五条

法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、保有個人データに関し、(ア) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、(イ) すべての保有個人データの利用目的（法第18条第4項第1号から第3号までに規定された例外の場合を除く）、(ウ) 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、(エ) 当該個人情報取扱事業者における苦情処理の申出先、(オ) 認定個人情報保護団体の名称等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。

- ・ 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、上記の措置により利用目的が明らかになっている場合及び法第18条第4項第1号から第3号までの例外に相当する場合を除き、遅滞なく通知しなければならない。
- ・ 事業者は、法定の例外事由に当たる等して、利用目的の通知をしないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- ・ 法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行う。
- ・

7. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第25条）

（開示）

法第二十五条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）

令第六条

法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

（1） 開示の原則

事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

（2） 開示の例外

開示することで、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。第2号の「事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」としては、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合が挙げられる。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることとする。ただし、開示することにより、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・ 開示の方法は、書面の交付又は求めを行った者が同意した方法による。
- ・ 事業者は、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない（Ⅲ10. 参照）
- ・ 他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

【その他の事項】

- ・ 法定代理人から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、当該法定代理人に対して開示を行うものとする。

8. 訂正及び利用停止（法第26条、第27条）

（訂正等）

法第二十六条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2. 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

法第二十七条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2. 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、法第26条、第27条第1項又は第2項の規定に基づき、本人から、保有個人データの訂正等、利用停止等、第三者への提供の停止を求められた場合で、それらの求めが適正であると認められるときは、これらの措置を行わなければならない。
- ・ ただし、利用停止等及び第三者への提供の停止については、利用停止等に多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- ・ なお、以下の場合については、これらの措置を行う必要はない。
 - ①訂正等の求めがあった場合であっても、(ア)利用目的から見て訂正等が必要でない場合、(イ)誤りである指摘が正しくない場合又は(ウ)訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
 - ②利用停止等、第三者への提供の停止の求めがあった場合であっても、手続違反等の指摘が正しくない場合
- ・ 事業者は、上記の措置を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない(Ⅲ10. 参照)。

【その他の事項】

- ・ 保有個人データの字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならない。

9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料（法第29条、第30条）

（開示等の求めに応じる手続）

法第二十九条

個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2. 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
3. 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
4. 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

法第三十条

個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2. 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（開示等の求めを受け付ける方法）

令第七条

法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(1) 開示等を行う情報の特定

事業者は、本人に対し、開示等の求めに関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるが、この場合には、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

また、保有個人データの開示等については、本人の求めにより、保有個人データの全体又は一部が対象となるが、当該本人の保有個人データが多岐にわたる、データ量が膨大であるなど、全体の開示等が困難又は非効率な場合は、事業者は、本人が開示等の求めを行う情報の範囲を特定するのに参考となる情報を提供するなど、本人の利便を考慮した支援を行うものとする。

(2) 代理人による開示等の求め

保有個人データの開示等については、本人のほか、①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人により行うことができる。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、保有個人データの開示等の求めに関し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲において、以下の事項について、その求めを受け付ける方法を定めることができる。
 - (ア) 開示等の求めの受付先
 - (イ) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の求めの受付方法
 - (ウ) 開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法
 - (エ) 保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法
- ・ 事業者は、本人に対し、開示等の求めに関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。なお、本人が容易に自己のデータを特定できるよう、自己の保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければならない。
- ・ 保有個人データの開示等の求めは、本人のほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、当該求めをすることにつき本人が委任した代理人によってすることができる。本人又はその代理人であることの確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じ、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなくてはならない。
- ・ 事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、その際には実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならない。

- ・ 事業者は、開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない（Ⅲ 6. 参照）。

【その他の事項】

- ・ 事業者は、以下の点に留意しつつ、保有個人データの開示等の手続きを定めることが望ましい。
 - － 開示等の求めの方法は書面によることが望ましい。
 - － 開示等を求める本人（又は代理人）であることを確認する。
 - － 開示等の求めがあった場合、速やかに保有個人データの開示等をするか否か等を決定し、これを開示等の求めを行った者に通知する。
 - － 保有個人データの開示等の求めに応じる手続きを定める場合には、本人に過重な負担を課すものとならない範囲で、方法等を指定することができる。
 - － 保有個人データについての開示の可否については、事業者の内部に設置する委員会等において検討した上で速やかに決定することが望ましい。

10. 理由の説明、苦情処理（法第28条、第31条）

（理由の説明）

法第二十八条

個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

法第三十一条

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2. 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、本人から求められた保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨本人に通知する場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うにあたり、相談窓口の設置や苦情処理の

手順を定めるなど必要な体制の整備に努めなければならない。 もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

IV 本指針の見直し

個人情報の保護に関する考え方は、社会情勢や国民の意識の変化に対応して変化していくものと考えられる。本指針についても、必要に応じ、検討及び見直しを行うものとする。

V 本指針の発効

本指針は、平成28年9月1日に発効するものとする。

【別表1】 個人情報に関する法令、基本方針、指針及び通知

法令

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）（平成20年5月1日政令第166号）

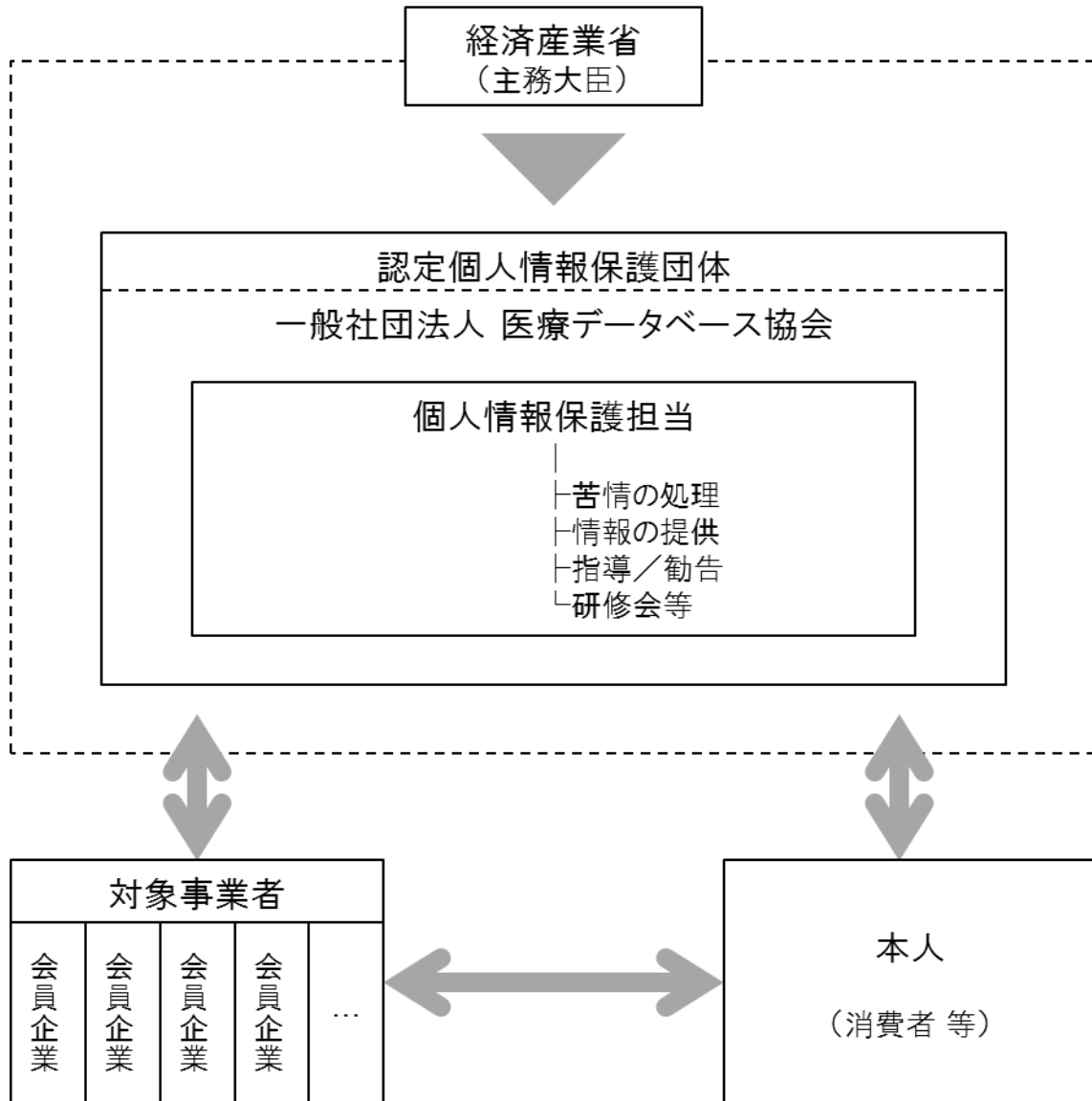
基本方針、指針及び通知

- 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）（平成20年4月25日一部改正）

医療分野	医療機関等、 介護関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正） ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日通達、平成19年3月30日改正、平成20年3月31日改正、平成21年3月31日改正、平成22年2月1日改正、平成25年10月10日改正、平成28年3月31日改正）
	健康保険組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達） ・国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月20日掲載） ・国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成21年6月24日掲載）
雇用管理分野		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成27年11月30日通達）
福祉分野		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年3月29日、平成28年2月15日改正）

以上

【別表2】当協会における個人情報保護のための体制の概要



以上